



宮 崎 県 公 報

平成30年4月19日(木曜日) 第 2988 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 1	
告 示	
○指定代理納付者の指定…………… (税務課) 2	
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2	
○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示…………… (水産政策課) 3	
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (3 件) …………… (“) 4	
○都市計画の変更 (4 件) …………… (都市計画課) 4	

公 告

○土地改良区の役員の就任の届出…………… (農村整備課) 5
○土地改良区の役員の就退任の届出 (2 件) …… (“) 5
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (“) 6
○土地改良区の定款変更の認可…………… (“) 6
○県営土地改良事業計画の策定 (2 件) …… (“) 6
○基本測量の実施の通知…………… (管理課) 7
○基本測量終了の通知…………… (“) 7
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 7
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 7

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第43号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(平成5年宮崎県規則第29号の2)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(障害者支援施設等台帳等) 第12条 [略] 2 法第28条第1項から第3項までの規定により設置されている身体障害者社会参加施設の長は、前項第1号に掲げる帳簿を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。 様式第4号(第6条関係) [略] 総括表 [略] ② 原因となった 交通、労災、その他の事故、戦傷 疾病・外傷名 、戦災、疾病、先天性、その他() [略] (注) 1 「①障害名」欄には、現在起っている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」欄には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾病名等を記入してください。 2 [略] [略]	(障害者支援施設等台帳等) 第12条 [略] 2 法第28条第1項から第3項までの規定により設置されている身体障害者社会参加支援施設の長は、前項第1号に掲げる帳簿を備え、必要な事項を記載しておかなければならない。 様式第4号(第6条関係) [略] 総括表 [略] ② 原因となった 交通、労災、その他の事故、戦傷 疾病・外傷名 、戦災、 <u>自然災害</u> 、疾病、先天性、その他() [略] (注) 1 「①障害名」欄には、現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」欄には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾病名等を記入してください。 2 [略] [略]

心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳以上用)

[略]

1～4 [略]

5 人工ペースメーカー等
 ア 人工ペースメーカー (有 ・ 無)
 イ [略]

6 人工ペースメーカーの適応度 (クラス I ・ クラス II ・ クラス III)

7～9 [略]

(注) 人工ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行なった、1級相当の意見書には、2 胸部エックス線所見、3 心電図所見、4 活動能力の程度 については術後の所見を記載してください。

[略]

じん臓の機能障害の状況及び所見

1 じん臓
 ア [略]

イ～オ [略]

2～5 [略]

[略]

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

[略]

[略]
 (3級に該当する障害)

[略]

治療困難な腸痙があり、かつ、腸痙における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

[略]

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 459号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 指定代理納付者の指定を受けた者
 ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町1-3
- 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間
 (1) ふるさと宮崎応援寄附金
 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
 (2) 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第

心臓の機能障害の状況及び所見 (18歳以上用)

[略]

1～4 [略]

5 ペースメーカー等
 ア ペースメーカー (有 ・ 無)
 イ [略]

6 ペースメーカーの適応度 (クラス I ・ クラス II ・ クラス III)

7～9 [略]

(注) ペースメーカーを装着したもの又は人工弁移植、弁置換を行った、1級相当の意見書には、2 胸部エックス線所見、3 心電図所見、4 活動能力の程度 については術後の所見を記載してください。

[略]

じん臓の機能障害の状況及び所見

1 じん臓
 ア [略]

イ e G F R (ml/分/1.73m²)

ウ～カ [略]

2～5 [略]

[略]

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

[略]

[略]
 (3級に該当する障害)

[略]

治療困難な腸痙があり、かつ、腸痙における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの

[略]

[略]

9号に規定する自動車税(平成30年度に賦課したものに限り。)

平成30年5月1日から平成30年8月31日まで

宮崎県告示第 460号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1342	株式会社児玉木材 東諸県郡国富町大	採取	幼苗の育成・幼苗	株式会社児玉木材 東諸県郡国富町大

字深年4118番地	以外の苗木の育成	字深年4118番地
-----------	----------	-----------

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。
平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第 461号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年宮崎県告示第 115号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成30年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付の内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期限等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。</p>	<p>(沿岸漁業改善資金の種類等)</p> <p>第2条 沿岸漁業改善資金の種類及び貸付内容並びにその1沿岸漁業従事者等、1認定中小企業者及び1促進事業者ごとの貸付限度額及び償還期間は、別表第1のとおりとする。ただし、東日本大震災（東日本大震災特財法第2条第1項に規定する大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものにおいては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後平成31年3月31日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付の内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表第1の償還期限等の欄に掲げる期間をそれぞれ3年間延長して適用するものとする。</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程第2条の規定は、平成30年4月1日から適用する。

宮崎県告示第 462号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年4月19日から同年5月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字尾平	旧	16.2～43.9	84.2
			509番26地先から同郡同村同大字同字 509番26地先まで	新	19.4～47.1	84.0

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年4月19日から同年5月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷上渡川字橋野原3052番地先から同郡同町南郷上渡川同字3052番地先まで	旧	5.4～11.6	109.4
				新	11.6～18.7	109.4

宮崎県告示第 464号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道

宮崎県告示第 463号

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年4月19日から同年5月2日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原 延岡線	東臼杵郡門 川町大字川 内字上ノ鶴	旧	4.4～ 17.9	341.4
			2355番1地 先から同郡 同町同大字 字コモ原田 2358番1地 先まで	新	15.4～ 53.1	344.6

宮崎県告示第 465号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年4月19日から同年5月2日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
365	県道	宮崎佐 土原西 都自転 車道線	宮崎市佐土 原町下那珂 字明神山42	旧	5.1～ 19.1	253.3
			番54地先か ら同市同町 下那珂同字	新	5.1～ 25.4	253.3
			42番54地先 まで		4.0～ 10.6	274.3

宮崎県告示第 466号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年4月19日から同年5月2日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
14	県道	佐土原 国富線	宮崎市佐土 原町下那珂	平成30年4月19日

字中原 122
29番1地先
から同市同
町下那珂字
坂本 12393
番1地先ま
で

宮崎県告示第 467号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年4月19日から同年5月2日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷上 渡川字橋野 原3052番地 先から同郡 同町南郷上 渡川同字30 52番地先ま で	平成30年4月19日

宮崎県告示第 468号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年4月19日から同年5月2日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 向山字谷下 平2802番1 地先から同 郡同町同大 字字切林松 1460番1地 先まで	平成30年4月24日

宮崎県告示第 469号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、都城土木事務所、都城市土木部都市計画課、都城市山田総合支所産業建設課、都城市高城総合支所産業建設課、都城市山田総合支所産業建設課、都城市高崎総合支所産業建設課、三股町都市整備課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

北諸県圏域（都城広域都市計画及び高崎都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

都城広域都市計画区域に係る土地の区域
高崎都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 470号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、日南土木事務所、串間土木事務所、日南市総合政策部総合戦略課、日南市南郷町総合支所、串間市都市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

南那珂圏域（日南都市計画、南郷都市計画及び串間都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

日南都市計画区域に係る土地の区域
南郷都市計画区域に係る土地の区域
串間都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 471号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、小林土木事務所、小林市経済土木部建設課、えびの市建設課、高原町農村建設課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

西諸県圏域（小林都市計画、えびの都市計画及び高原都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

小林都市計画区域に係る土地の区域
えびの都市計画区域に係る土地の区域
高原都市計画区域に係る土地の区域

宮崎県告示第 472号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更し

た。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、西都土木事務所、高鍋土木事務所、西都市商工観光課、高鍋町建設管理課、新富町都市建設課、川南町建設課、都農町建設課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

児湯圏域（西都都市計画、高鍋都市計画、新富都市計画、川南都市計画及び都農都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

西都都市計画区域に係る土地の区域
高鍋都市計画区域に係る土地の区域
新富都市計画区域に係る土地の区域
川南都市計画区域に係る土地の区域
都農都市計画区域に係る土地の区域

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	門 松 優 作	都城市下長飯町1297番地
理 事	坂 元 重 秋	都城市梅北町7475番地5

（任期：平成32年3月29日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南田土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	永 野 宏 文	宮崎市佐土原町下那珂 11806番地1
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地3
理 事	郡 司 和 美	宮崎市佐土原町下那珂 11728番地2

理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地
監 事	郡 司 忠 義	宮崎市佐土原町下那珂 10982番地

（任期：平成32年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	郡 司 武 光	宮崎市佐土原町下那珂 11621番地
理 事	永 野 宏 文	宮崎市佐土原町下那珂 11806番地 1
理 事	日 高 哲 男	宮崎市佐土原町下那珂 10135番地 3
理 事	郡 司 和 美	宮崎市佐土原町下那珂 11728番地 2
理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
監 事	郡 司 忠 男	宮崎市佐土原町下那珂 10144番地
監 事	郡 司 忠 義	宮崎市佐土原町下那珂 10982番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川左岸土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	壹 岐 富美雄	宮崎市大字小松2484番地2

（任期：平成33年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岡 山 秀 昭	宮崎市祇園1丁目 103番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	岡 山 秀 昭	宮崎市祇園1丁目 103番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、川南原土地改良区（川南町）から平成30年3月12日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、宮内地区県営土地改良事業（えびの市、ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年4月25日から平成30年5月28日まで
- 縦覧場所
えびの市役所 農林整備課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により、岩淵地区県営土地改良事業（木城町、ため池等整備事業（小規模））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年4月19日から平成30年5月22日まで
- 縦覧場所
木城町役場 産業振興課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に

、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成30年 4 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）
- 2 作業地域
延岡市、日向市、門川町
- 3 作業期間
平成30年 4 月13日から平成31年 3 月31日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第30号により公告した基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）が平成30年 3 月31日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成30年 4 月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年 4 月 7 日現在次のとおりである。

平成30年 4 月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 18,498人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 215,611人

宮崎県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年 4 月 7 日現在次の

とおりである。

平成30年 4 月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明
小林市・西諸県郡選挙区 15,702人

--	--